

国土交通省告示第百一十号

建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十九条の規定に基づき、他の法令の規定による免許又は検定若しくは試験及び免除の範囲を次のように定める。

なお、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(昭和四十五年建設省告示第七百五十八号)、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(昭和五十六年建設省告示第五百六号)、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(昭和五十九年建設省告示第百十八号)、建設業法施行令の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(昭和六十二年建設省告示第九百四十六号)、建設業法施行令の規定により、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(昭和六十三年建設省告示第二千九十三号)、建設業法施行令の規定により技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(平成二年建設省告示第千四百六十七号)及び建設業法施行令の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(平成五年建設省告示第千六百六十一号)は、廃止する。

令和三年二月二十二日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行令第三十九条の規定に基づき、他の法令の規定による免許又は検定若しくは試験及び免除の範囲を定める件

建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十九条の表の上欄の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるもの又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験及び同表の下欄の国土交通大臣の定める第一次検定又は第二次検定の全部又は一部は、次の表の上欄及び下欄に定めるとおりとする。

Table with 2 columns: 1. 社団法人日本建設機械化協会の行う昭和六十三年度までの一級建設機械施工技術者試験; 2. 社団法人日本建設機械化協会の行う昭和六十三年度までの二級建設機械施工技術者試験; 3. 財団法人全国建設研修センターの行う昭和六十三年度までの一級土木施工管理技術者試験及び一級土木工事技術者試験; 4. 財団法人全国建設研修センターの行う昭和六十三年度までの二級土木施工管理技術者試験; 5. 財団法人建設業振興基金の行う昭和六十三年度までの一級建築施工管理技術者試験及び二級建築施工管理技術者試験; 6. 財団法人建設業振興基金の行う昭和六十三年度までの二級土木施工管理技術者試験

Table with 2 columns: 1. 財団法人全国建設研修センターの行う昭和六十三年度までの二級造園工事技術者試験; 2. 財団法人全国建設研修センターの昭和四十五年年度の土木工事技術者試験に合格した者については、二級の土木施工管理技術者試験の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する; 3. 財団法人全国建設研修センターの昭和四十五年年度及び昭和四十六年度の土木工事技術者特別研修の修了試験に合格した者については、二級の土木施工管理技術者試験の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する; 4. 財団法人全国建設研修センターの昭和四十七年度の管工事技術者特別研修の修了試験に合格した者については、二級の管工事施工管理技術者試験の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する; 5. 財団法人全国建設研修センターの昭和四十八年度の管工事技術者特別研修の修了試験に合格した者については、二級の管工事施工管理技術者試験の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する; 6. 昭和四十九年度までの二級の土木施工管理技術者試験に合格した者で、財団法人全国建設研修センターの昭和五十年年度から昭和五十二年年度までの一級土木工事技術者特別研修の修了試験に合格した者については、一級の土木施工管理技術者試験の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する; 7. 財団法人全国建設研修センターの昭和五十年年度及び昭和五十一年年度の二級造園工事技術者特別研修の修了試験に合格した者については、二級の造園施工管理技術者試験の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する; 8. 昭和五十年年度までの一級又は二級の土木施工管理技術者試験に合格した者(附則第二項の適用を受けて合格した者を除く)で財団法人全国建設研修センターの昭和五十一年年度から昭和五十五年年度までの一級又は二級の造園工事技術者特別講習を修了した者については、それぞれ一級又は二級の造園施工管理技術者試験の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する。

附則

1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。  
2 財団法人全国建設研修センターの昭和四十五年年度の土木工事技術者試験に合格した者については、二級の土木施工管理技術者試験の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する。  
3 財団法人全国建設研修センターの昭和四十五年年度及び昭和四十六年度の土木工事技術者特別研修の修了試験に合格した者については、二級の土木施工管理技術者試験の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する。  
4 財団法人全国建設研修センターの昭和四十七年度の管工事技術者特別研修の修了試験に合格した者については、二級の管工事施工管理技術者試験の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する。  
5 財団法人全国建設研修センターの昭和四十八年度の管工事技術者特別研修の修了試験に合格した者については、二級の管工事施工管理技術者試験の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する。  
6 昭和四十九年度までの二級の土木施工管理技術者試験に合格した者で、財団法人全国建設研修センターの昭和五十年年度から昭和五十二年年度までの一級土木工事技術者特別研修の修了試験に合格した者については、一級の土木施工管理技術者試験の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する。  
7 財団法人全国建設研修センターの昭和五十年年度及び昭和五十一年年度の二級造園工事技術者特別研修の修了試験に合格した者については、二級の造園施工管理技術者試験の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する。  
8 昭和五十年年度までの一級又は二級の土木施工管理技術者試験に合格した者(附則第二項の適用を受けて合格した者を除く)で財団法人全国建設研修センターの昭和五十一年年度から昭和五十五年年度までの一級又は二級の造園工事技術者特別講習を修了した者については、それぞれ一級又は二級の造園施工管理技術者試験の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する。

- 9 財団法人建設業振興基金の昭和五十九年度から昭和六十一年度までの二級建築工事技術者特別研修の修了試験に合格した者については、二級の建築施工管理技術検定の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する。
- 10 財団法人全国建設研修センターの昭和六十年及び昭和六十一年度の一級造園工事技術者特別研修の修了試験に合格した者については、一級の造園施工管理技術検定の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する。
- 11 財団法人全国建設研修センターの昭和六十年及び昭和六十二年までの二級造園工事技術者特別研修の修了試験に合格した者については、二級の造園施工管理技術検定の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する。